

## 水戸下市御用留（一）（延宝5年～天明3年）

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
1	5上	延宝5. 10. 15	追而御訴訟申上候事（古手棚を上穀町に限定する件に付）	上穀町庄屋 七右衛門・惣兵衛・金左衛門・金三郎・弥右衛門・伊兵衛・清兵衛・孫右衛門（以上8名印）→御町御奉行所様	（奥書）「町人の申し出通り、今後余町では古手商売をさせない」／延宝5年閏12月／二川喜太夫・太田市郎右衛門・高原利右衛門・熊田又兵衛（以上4名印）、小湊喜左衛門・矢野数右衛門（以上2名印）
2	5下	天和3. 12. 1	〔奉行所達〕（古着物類・木綿織類・鄙麻類商売御停止に付）	望月治衛門・小湊喜左衛門（以上2名印）→七間（軒）町 庄屋	
3	6上	延宝7. 3. 28	覚（太物類の店を上穀町に限定する為、市開きの件に付）	二川喜太夫・太田市郎右衛門・高倉利右衛門・熊田又兵衛（以上4名印）、小湊喜左衛門・矢野数右衛門（以上2名印）→-	（追書）（上穀町の訴えが）江戸まで上申され、藩主の命が、延宝7年3月22日水戸城にて伝えられた。／御老中様、御奉行様、御町御奉行小湊喜左衛門様・矢野数衛門様→御町年寄笹嶋七兵衛・加藤又衛門、上穀町庄屋七衛門・組頭金左衛門
4	6下	元禄5. 6. 6	覚（古手商売物・木薬店・塗物類・瀬戸物類の商売町規定並びに本木町月三才市日の件に付）	高原利右衛門・太田市郎衛門→-	
5	7上	宝暦4. 3. 9	〔奉行所達〕（市日での古着・太物の売買七軒町に限定の件、太物商人場所・日合（市日でない日）での木綿類反物の件に付）	寺門喜太平・大貫幸介→-	
6	7下	安永4. 閏12. 20	乍恐書付を以奉願上候事（上下町の太物商人七間町出店の件に付）	七軒町 町人共→七軒町組頭 吉兵衛・同町名主 七衛門→御町御奉行所様	（奥書）町内の者共の願書を取次ぎ差上げる。／七軒町組頭 吉兵衛・同町名主 七衛門→御町御奉行所様
7	8下	安永4. 閏12. 22※	御触書（上下町太物商人の七軒町木綿店出店許可に付）		6に関連。結果を周知
8	8下	安永4. 閏12. 22※	〔留書〕（名主病氣に付、組頭吉兵衛上下御役所様お礼代役に付）		7の附属文書か

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
9	9上	寛政6. 3. -	乍恐書附を以奉願上候事（七軒町御大礼大風流物許可に付）	七軒町 町人共→七軒町人別役 惣助・七軒町組頭 吉兵衛・裏巻町目名主 利兵衛→御町御奉行所様	（奥書）町内の者共の願の通り、近年町内が衰微し、難儀している。願通りに申し付けられたい。／七軒町人別役 惣助・七軒町組頭 吉兵衛・裏巻町目名主 利兵衛→御町御奉行所様
10	10上	寛政6. 3. 29※	〔奉行所達〕（七軒町御大礼の風流物の件に付）	→町年寄 江幡次郎衛門→名主 利兵衛	9の添書
11	10下	寛政8. 2. -	乍恐書付を以奉願上候事（七軒町の祭礼屋体入用に難渋、拝借金の儀に付）	七軒町 町人共→七軒町組頭 惣助・右名主 五右衛門→御町御奉行所様	（奥書）町内の者共の願の通り、年々借金がかさみ取扱い兼ねている。願通りに申し付けられたい。／七軒町組頭 惣助・右名主 五右衛門→御町御奉行所様
12	12上	寛政8. 3. 5	〔奉行所達〕（七軒町御祭礼屋体入用御救金願に付）	→（町年寄か）阿久津太市様御宅→（七軒町）名主・組頭（惣助）・町人代（宗三郎）	11の願書に対する達書
13	12下	寛政11. 2. -	乍恐書付を以奉願上候事（七軒町御祭礼屋体入用難渋、屋体償金差出等に付）	七軒町 町人共→人別役 四郎兵衛・七軒町組頭 惣助・右町名主 五衛門→御町御奉行所様	（奥書）町内の者共の願の通り、近年町内が衰微し、難儀している。願通りに申し付けられたい。／人別役 四郎兵衛・七軒町組頭 惣助・右町名主 五衛門→御町御奉行所様
14	13下	寛政11. 3. 4	〔町年寄達〕（余町古着屋七軒町へ引越しの件に付）	加藤善九郎→-	（付記）5日に鼠町御役所様および年寄衆へ御礼申し上げます。
15	14上	文化元. 4. -	乍恐書付を以奉願上候事（余町での新規古着店禁止に付）	七軒町 町人共→七軒町組頭 惣助・右町名主 佐藤五衛門→御町御奉行所様	（奥書）町内の者共が申す通り、益々町内が衰微し、難渋している。町内の願通りに申し付けられたい。／七軒町組頭 惣助・右町名主 佐藤五衛門→御町御奉行所様

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
16	15上	文化1. 3. -	加藤善九郎殿御宅ニ而口上御達之趣（七軒町屋体入用償い金、本町目河内屋藤兵衛・同町井筒屋清兵衛が出金御免に付）	（御町奉行所）→加藤善九郎→七軒町名主・組頭	（番号15の附属書）〔奉行所達〕（七軒町の屋体への補助金として、余町の古着商売の者共が1年に10両を差出してきたが、この度30両を差出したので、今後補助金の差出しを免じることとする。なお古着商売を勝手に始めてはならないが、役所に願い出れば事情により許すこともある。）／（御町奉行所）→上下御町年寄共江／文化元年3月
17	16上	文化1. 6. 4※	〔奉行所達〕（七軒町以外での古着屋商売より屋体差出し金の儀に付）	（御町奉行所）→（町年寄）江幡次郎右衛門→-	（奥書）（古着屋一件に付、惣町名代として町役人の内から評定所へ御礼に出よ。）／江幡次郎右衛門→-／（文化元年）6月5日
18	16下	文化10. 12. 16※	〔奉行所達〕（泉町住居藤田屋喜兵衛願出の為、七軒町古着仲間意向確認の儀に付）	（御町奉行所）→（町年寄）木村伝六→（七軒町古着仲間・町人共）	18～20は関連文書
19	16下	文化10. 12. 20※	乍恐書付を以奉願上候事（泉町住居藤田屋喜兵衛、泉町での古着渡世願賛否の返答に付）	七軒町 町人共・組頭 吉兵衛・名主 清兵衛→御町御役所様	18～20は関連文書
20	18上	文化10. 12. 23※	〔奉行所達〕（ならや町藤田屋喜兵衛泉町古着渡世願の件裁定に付）	木村伝六→（七軒町古着屋・町人共）	18～20は関連文書
21	18上	文化13. 7. -	乍恐以書付奉願上候（給金取等召遣許可の儀に付）	本大工町 宇野弥兵衛→泉町名主 西村惣五郎→御町御年寄様	（奥書）宇野弥兵衛の願の通りの御済口を申し付けられたい。／泉町名主 西村惣五郎→御町御年寄様
22	20上	元文2. 3. -	〔公儀触〕（文字金銀通用・金銀引替歩の儀に付）	石川久助・白次甚兵衛→-	（奥書）別紙の公儀御触書を支配切銘々に申付ける。／3月25日
23	20下	元文2. 8. -	〔公儀触〕（文字金銀通用の儀他に付）	石川久助・前沢治部左衛門→-	（奥書）別紙の公儀御触書を支配切銘々に申付ける。／巳8月

水戸下市御用留（一）（延宝5年～天明3年）

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
24	21上	元文2. 12. 7	〔奉行所達〕（殿様従三位中将転任の為、町人共両御町奉行衆の宅へ参上の上祝儀申上の件）	前沢治部左衛門・石川久助→-	
25	21上	元文2. 12. 晦	〔奉行所達〕（座頭祝儀銭の儀に付）	御町奉行中・御郡奉行中→前沢治部左衛門・石川久助→-	
26	21下	元文3. 5. 1	〔奉行所達〕（江戸往來の領内商人の往還道筋の儀に付）	前沢治部左衛門・石川久助→-	（奥書）別紙の水戸藩達書を支配切銘々に申付ける。
27	21下	元文4. 2. 29	〔町年寄達〕（定姫様結納祝儀の為、町人挨拶不要の儀に付）	上田作十郎・加藤亦衛門→-	
28	22上	元文4. 8. -	〔公儀触〕（人馬の軽業停止の儀に付）	前沢次郎左衛門・石川久助→-	（奥書）別紙の公儀御触書を支配切銘々に申付ける。 ／未8月19日
29	22上	元文4. 12. 3	〔奉行所達〕（殿様宰相転任の為、町人共御町奉行所宅へ参上の上、御祝儀を申し上げの件）	前沢次部右衛門・石川久助→-	
30	22下	元文4. 12. 29	〔奉行所達〕（諸土中より御町の者との借り金出入扱い方に付）		
31	22下	寛保元. 3. 14	〔奉行所達〕（寛保改元に付）	前沢次部右衛門・石川久助→-	
32	22下	寛保元. 6. 7	〔留書〕（諸手代同心御扶持人の絶前に関する連判金請人主の儀に付）		
33	22下	寛保2. 1. 7	〔奉行所達〕（朝負佐様御卒死、鳴物停止に付）	石川久助・前沢次部左衛門→-	（付記）右御尊骸、正月20日御町御通棺。
34	23上	寛保2. 6. 28	〔奉行所達〕（播磨様昨27日御卒去、鳴物停止に付）	石川久助・前沢次部左衛門→-	（付記）右御尊骸、7月2日御通棺
35	23上	寛保2. 11. 5	〔奉行所達〕（殿様御袖留めの為、町人共両御町奉行衆の屋敷へ参上し、御祝儀を申し上げに付）	石川久助・前沢治部左衛門→-	
36	23上	寛保3. 閏4. 3	〔奉行所達〕（石河久助（石川久介）町与力御免、跡役寺門喜太平就任に付）	前沢治部左衛門→-	
37	23上	寛保3. 閏4. -	〔公儀触〕（紀州日置浦惣衛門船と積荷の長崎芋町行衛不明に付）	神尾若狭守・水野対馬守・木下伊賀守→- →前沢治部左衛門・寺門喜太郎→-	（奥書）別書の通り、町内に申し触れ置くようにとの御達あり。／閏4月19日
38	23下	寛保3. 7. 9	〔奉行所達〕（中山備前守殿死去の為鳴物停止に付）	前沢治部左衛門・寺門喜太郎→-	
39	23下	寛保3. 9. 7	〔奉行所達〕（殿様御前髪取りの為、町人共両御町奉行衆屋敷へ参上し、御祝儀を申し上げの件）	寺門喜太平・前沢治部左衛門→-	
40	24上	寛保3. 11. 24	〔奉行所達〕（殿様御婚禮の為、町人共両御町奉行衆屋敷へ参上し、御祝儀を申し上げの件）	前沢治部左衛門・寺門喜太平→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
41	24上	延享1. 3. 1	〔奉行所達〕(延享改元に付)	寺門喜太平→-	
42	24上	延享1. 3. 18	〔奉行所達〕(大貫幸助町与力就任に付)	寺門喜太平→-	
43	24上	延享1. 4. 3	〔奉行所達〕(望月庄左衛門殿御町奉行就任に付)	寺門喜太平・大貫幸助→-	
44	24下	延享1. 4. -	〔公儀触〕(当3月頃、30余歳、丈6尺程で、弁舌すぐれた男が、兵具を入れた30貫程の箱を背負い、丹波国桑田郡辺を徳川何某と申して徘徊している。右体の者が通ったら止め置き、代官・領主・地頭へ申し出て、江戸・京・大坂の奉行所へ申し達すべし。)	松平左近将監→- / 寺門喜太平・大貫幸介→-	(奥書) 4月14日 / 右の者は京都において召し捕らえられた。
45	24下	延享1. 8. 4	〔奉行所達〕(直指様御卒去到、鳴物停止に付)	寺門喜太平・大貫幸介→-	(付記) 源莊様御尊骸、16日御通棺。
46	25上	延享2. 2. 9	〔奉行所達〕(諸士中出入・寺社門前で郷村等へ引越の者の家内欠落人扱い方の儀に付)	後藤民助・高部又兵衛→-	
47	25上	延享2. 2. 19	〔奉行所達〕(刀帯者規定に付)	大貫幸介・寺門喜太平→-	
48	25上	延享2. 3. 15	〔奉行所達〕(権現様 130回忌の御法事執行に付)	大貫幸介・寺門喜太平→-	
49	25下	延享2. 9. 4	〔奉行所達〕(公方様が隠居、將軍代替わりに付)	寺門喜太平・大貫幸助→-	
50	25下	延享2. 9. 24	〔公儀触〕(右大將様將軍宣下に付)	御目付方→寺門喜太平・大貫幸助→-	
51	26上	延享2. 9. 26	〔奉行所達〕(町奉行望月庄左衛門殿病死に付)	寺門喜太平・大貫幸助→-	
52	26上	延享2. 11. 23	〔奉行所達〕(飯田清兵衛殿御町奉行就任に付)	大貫幸介・寺門喜太平→-	
53	26上	延享2. 閏12. 24	〔奉行所達〕(百姓・町人の娘、諸士養女・縁組禁止に付)	大貫幸介・寺門喜太平→-	
54	26下	延享3. 3. 15	〔奉行所達〕(御三卿・御三家・御連枝の御方々の名前に相障る名前の儀に付)		
55	27上	延享3. 5. 15	〔奉行所達〕(大学頭様、讃岐守様の名前に相障る名前禁止に付)	(御目付方)→大貫幸介・寺門喜太平→-	
56	27上	延享3. 5. 22	〔奉行所達〕(泰更院様御逝去の為、鳴物停止に付)	大貫幸介・寺門喜太平→-	(奥書) 御尊骸の通棺は6月5日
57	27下	延享3. 6. 18	〔奉行所達〕(養仙院御逝去の為、鳴物停止に付)	大貫幸介・寺門喜太平→-	57・58は関連文書
58	27下	延享3. 6. 29	〔奉行所達〕(養仙院様の御法号随性院様と改める儀に付)	寺門喜太平・大貫幸介→-	57・58は関連文書
59	28上	延享3. 11. 4	〔奉行所達〕(大学頭様次男、徳之進様に改名に付)	寺門喜太平・大貫幸介→-	
60	28上	延享3. 12. -	〔奉行所達〕(信州善光寺の諸堂建立のため、本堂と大勘進靈山院巡行開帳勸化に付)	信解院・覚玉院→吉祥院→大貫幸介・寺門喜太平→-	(奥書) 右の御達の旨を心得よ。 / 延享4年2月4日 / 大貫幸介・寺門喜太平→-

水戸下市御用留 (一) (延宝5年~天明3年)

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
61	28上	延享4. 4. 9	[奉行所達] (殿様が2日より発熱し、5日より痲瘡があらわれたが、ことのほか軽い御様態である。重立ちの町人は御町奉行衆に参上して御機嫌を伺うように。)	大貫幸介・寺門喜太平→-	
62	28下	延享4. 8. 2	[奉行所達] (主税様が公方様に御目見なされた由に付)	寺門喜太平・大貫幸介→-	62・63は関連文書
63	28下	延享4. 12. 23	[奉行所達] (主税様従四位侍従の授官に付)	寺門喜太平・大貫幸助→-	(奥書) 主税様は大蔵大輔に改名された。 62・63は関連文書
64	28下	延享5. 2. 16	[奉行所達] (町人共華麗風俗禁止に付)	寺門喜太平・大貫幸助→- 大貫幸助・寺門喜太平→-	
65	29上	延享5. 2. 27	[奉行所達] (將軍御部屋様御逝去の為、鳴物停止に付)		
66	29上	延享5. 7. 20	[奉行所達] (寛延改元に付)	大貫幸助・寺門喜太平→-	
67	29下	寛延元. 7. 21	[奉行所達] (諸士中の不幸の節、出棺見送りの儀に付)	大貫幸助・寺門喜太平→-	
68	30上	寛延元. 10. 3	[奉行所達] (柏麻呂御役御免の上家老就任、跡役に谷田部郷衛門町与力就任に付)	大貫幸介→-	
69	30上	寛延元. 12. 8	[奉行所達] (岡嶋多左衛門隠居、惣領伝次が家督相続の上大御番役、御雇御使役就任に付)	寺門喜太平・大貫幸介→-	(奥書) 跡の御町奉行には阿部七兵衛が命じられた。 /12月18日
70	30上	寛延2. 7. 28	[奉行所達] (町人共法名の居士号禁止に付)	寺門喜太平・大貫幸介→-	
71	30上	寛延2. 10. 24	[奉行所達] (評定所目安箱設置に付)	寺門喜太平・大貫幸介→-	
72	30下	寛延2. 12. -	[奉行所達] (評定所目安箱設置に付)	御町奉行中・御郡奉行中・寺社役→-	
73	30下	寛延2. 12. 晦	[奉行所達] (領内衰微の為人別役御免に付)	寺門喜太平・大貫幸介→-	
74	31上	寛延3. 2. -	[奉行所達] (町人人別取扱方の儀に付)	大貫幸助・寺門喜太平→-	
75	32上	寛延3. 4. 29	[奉行所達] (仙洞御所崩御、鳴物停止に付)	寺門喜太平・大貫幸助→-	
76	32上	寛延3. 5. 28	[奉行所達] (吉弘五郎兵衛殿御町奉行就任に付)	大貫幸介・寺門喜太平→-	
77	32下	延享5. 2. -	[公儀触] (下総国葛飾郡正八幡社並びに寺院の修復建立の為、正八幡別当法漸寺の下総・常陸・下野巡行勸化に付)	大岡越前守印・松平宮内少輔印・小出伊勢守印・稲葉丹後守印→下総国・常陸国・下野国、御領私領寺社領、諸社寺・在町中	番号77・78は関連文書
78	32下	寛延3. 8. -	口上覚(下総国葛飾郡正八幡宮の修復建立のため、御領内での勸化に付)	下総国八幡郷法漸寺→-	77・78は関連文書。(奥書) 別紙の通り勸化御免につき、人々の寄進を申しつける。 /(寛延3) 午8月16日/ 大貫幸介・寺門喜太平→-

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
79	33上	寛延3. 12. 15	〔奉行所達〕(御町年寄塙茂次衛門御役御免、小林弥市が本役に、塙七兵衛が年寄に就任に付)	大貫幸介・寺門喜太平→-	
80	33上	寛延4. 6. 21	〔奉行所達〕(大御所様御薨御の為、鳴物停止に付)	寺門喜太平・大貫幸介→-	
81	33上	寛延4. 8. 8	〔奉行所達〕(一条准后様御薨御の為、鳴物停止に付)	大貫幸介・寺門喜太平→-	
82	33下	寛延4. 8. -	〔公儀触〕(相州箱根権現別当金剛王院の諸堂社の修復助成のため、今度相模・常陸・陸奥3国の勅化を許可に付)	堀田相模守殿→順阿弥→御城付共/大貫幸介・寺門喜太平→-	(奥書)別紙の通り公儀御触につき、勅化を申しつける。/(寛延4)未8月24日
83	33下	寛延4. 10. 22	〔奉行所達〕(若子様御誕生、英之丞様と命名に付)	大貫幸介・寺門喜太平→-	
84	34上	宝暦元. 11. 5	〔奉行所達〕(宝暦改元に付)	大貫幸助・寺門喜太平→-	
85	34上	宝暦元. 12. 8	〔奉行所達〕(英之丞様結城数馬殿養子入り、改名の儀に付)	寺門喜太平・大貫幸介→-	(奥書)別紙の通りに付き、町役人・主な町人共、両御町奉行衆宅へ明9日参上し、御祝儀を申し上げよ。/宝暦元年12月8日
86	34下	宝暦2. 3. -	〔奉行所達〕(吉田明神の太々神楽執行に付)	大貫幸介・寺門喜太平→-	
87	34下	宝暦2. 6. 15	〔公儀触〕(常陸国鹿嶋大禰宜羽生求馬、鹿嶋社頭大破・修復助成のため、武蔵・相模・安房・上総・下総・上野・下野・常陸の関八州の勅化許可に付)	寺門喜太平→-	(奥書)公儀御触につき、勅化を申しつける。
88	35上	宝暦2. 7. -	〔奉行所達〕(椀等の問屋指定に付)	宮本長五郎→寺門喜太平・大貫幸助→-	(奥書)右の通り御若老衆より御達があったので、その旨を心得よ。/宝暦2年7月9日
89	35下	宝暦2. 8. 14	〔奉行所達〕(筑波・日光・富士の御師、伊勢のはかせと高野山の札引の御領内徘徊と、尾州津嶋天王と京都愛宕の札賦りの禁止に付)	寺門喜太平・大貫幸助→-	
90	35下	宝暦3. 1. 7	〔奉行所達〕(紀伊宰相様の男子千之允様、糸三郎様に改名、刑部卿様の男子隼之介様と称する旨に付)	寺門喜太平・大貫幸助→-	
91	36上	宝暦3. 6. 2	〔奉行所達〕(鹿嶋大明神の社頭大破に付き、去年公儀より関八州の勅化を許された。については此方様へも寄付を求めて羽生求馬より願い出があった。鹿嶋は常陸国の大社でもあり、殿様より白銀を納めたが、さらに助成のため当7月より来る亥7月まで領内の巡行の勅化を許可した。)	寺門喜太平・大貫幸介→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
92	36上	宝暦3. 7. 1	〔奉行所達〕(御町年寄小林弥市御役御免、塙茂次衛門が本役に、小林弥次郎が年寄並就任に付)	寺門喜太平・大貫幸助→-	
93	36下	宝暦3. 8. 15	〔奉行所達〕(紀州左京大夫様は監物様と、玄番頭様は左京大夫様と改名に付)	大貫幸介・寺門喜太平→-	御目付部屋にて達
94	36下	宝暦3. 11. 1	〔奉行所達〕(尾張中将様御嫡熊五郎様、紀伊宰相様御二男鉄之丞様の御名に障る者の改名に付)	御目附方→- / 寺門喜太平・大貫幸介→-	
95	36下	宝暦3. 12. 13	〔奉行所達〕(今日吉弘五郎兵衛殿御番改へ、跡役に奥山市衛門殿御町奉行就任に付)	寺門喜太平・大貫幸介→-	
96	37上	宝暦5. 4. -	山野辺兵庫頭殿江、今度火事之節火防之儀、被仰付候ニ付、於火事場ニ御町人足を引窺之覚(7箇条)	奥山市之衛門・渡辺宮内衛門→-	
97	38上	宝暦5. 12. 23	〔公儀触〕(大坂両川口水尾さらえに付)	堀田相模守殿→大目附能勢因幡守殿→御城付江	97・98は関連文書
98	38上	宝暦5. 12. -	覚(大坂出入りの諸船よりの石銭の徴収方法に付公儀触)	大貫幸介・寺門喜太平→-	97・98は関連文書。(奥書)大坂町奉行よりの触書の趣旨を西国・中国・北国筋の船持に触れ知らせ、大坂への廻船の出入りの節石銭を差出させよ。/ 2月(再奥書)宝暦6年2月29日
99	39上	宝暦6. 6. 1	〔公儀触〕(京大仏殿の諸加藍大破、諸国勸化のため、江戸表に勸化所を建て置く件に付)	大貫幸介・寺門喜太平→-	(奥書)公儀御触につき、寄進を申し付ける。なお勸化の金銭取り集めの時節は追って申しつける。
100	39上	宝暦6. 9. 12	〔奉行所達〕(井上河内守殿と安藤勝藏殿の所替、両家中諸荷物通行の為、歩夫・人足依頼に付)	大貫幸介・寺門喜太平→-	
101	39下	宝暦7. 6. -	宝暦七丑六月水増覚		
102	39下	明和4. 3. 29	〔公儀触〕(関東筋の綿実扱いの江戸問屋に付)	松平右近将監殿→唯阿弥→御城附/吉川甚兵衛・石川久助→-	
103	40上	明和4. 8. 12	〔奉行所達〕(佐野四郎衛門殿御町奉行就任に付)	吉川甚兵衛・石川久介→-	
104	40上	明和4. 7. -	〔公儀触〕(朝鮮種人参下売に付)	松平右近将監殿→順阿弥→御城附/吉川甚兵衛・石川久介→-	(奥書)8月19日「御殿ニ於御目付方ニ達在之」
105	41上	明和4. 閏9. -	〔公儀触〕(唐和明簪の売買に付)	松平右近将監殿→三阿弥→御城付共/吉川甚兵衛・石川久介→-	(奥書)閏9月14日



番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
106	41上	明和4. 閏9. 19	〔奉行所達〕(上田作十郎町年寄御免、後任に加藤彦市就任に付)	吉川甚兵衛・石川久介→-	
107	41下	明和4. 11. 24	〔奉行所達〕(郷村での用立金功労者報償規定に付)	(町奉行所カ→) 岩田太郎衛門殿→-	発給元不明。取次・触元の岩田は町年寄
108	41下	明和4. 11. 24	〔留書〕(上田惣三郎殿町年寄並任命に付)		
109	41下	明和5. 4. -	〔公儀触〕(銀座真鍮銭吹方に付)	松平右近将監殿→順阿弥→御城付共/吉川甚兵衛・石川久介→-	(奥書) 明和5年5月9日
110	41下	明和5. 6. -	〔公儀触〕(長崎で和製龍腦製造に付)	松平右近将監殿→順阿弥→御城付共/吉川甚兵衛・石川久介→-	(奥書) 明和5年10月4日
111	42上	寛政11. 8. 9	〔奉行所達カ〕(本一町目・二町目宿屋普請、飯盛女・下女召抱願に付裁許)	御役所小林市衛門様・大和田小八郎様→-	
112	42下	寛政12. 1. 17	〔奉行所達カ〕(本一町目留女下女禁止に付)		
113	43下	寛政12. 11. 19	〔町年寄達〕(各町引廻人足順番・穢多頭五兵衛取扱御免等に付番名主中兩人御評定所へ出所の件)	上田作重郎→-	113・114は関連文書
114	44上	寛政12. 11. 19※	惣木順帳		113・114は関連文書
115	44上	正徳2. 9. -	〔留書〕(正徳2年9月人別改役人勤方規定12か条写)		
116	45上	安永2. 12. -	定(奉公人、人婦し、他所への出入り、養子・養女、御連枝様方への奉公等に付き20か条達)	御町奉行中・御郡奉行中→富長兵七・吉川甚兵衛→台町・七軒町・本壺町・本四町目・肴町・本六町目・塩町・曲尺手町・九町目・下新町、右名主	(追啓)「人別役之者勤書」を別紙にて相廻す
117	46下	安永8. 11. -	指上申一礼之事(油引きたばこ入れ商売に付)	何町目・誰印→何町目 組頭・名主(各印)→御町御年寄衆	雛形。安永8年11月達の写
118	47上	安永4. 12. -	〔町年寄達〕(各町の歩行夫役切米・水道守給分・馬指切米の割出しと取立の儀に付)	江幡次郎衛門・上田作重郎・岩田太郎右衛門(各印)→本二町目名主 五右衛門殿	写
119	48上	享和3. 5. -	〔評定所達〕(本二町目名主支配切変更に付)	御評定所→七軒町名主 五右衛門	(内容)「本壺町目・江戸町は七軒町支配とし、本二町目は本四町目支配に組み入れ、名主を1人減らすので、諸帳面等速やかに引き分ける。」
120	49上	宝暦3. 9. 10	〔町年寄達〕(吉田明神の祭礼人足に付)	岩田太郎右衛門・加藤又右衛門・上田作十郎→台町・岡田佐次右衛門殿より、下新町塩崎伊左衛門殿迄	

水戸下市御用留(一)(延宝5年~天明3年)

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
121	49下	宝暦3. 9. 25	羅漢絵図(塩子村仏国寺の五百羅漢建立地、引渡立 会人連名書写。羅漢の土地は十円寺へ下し置かれる。)	寺社御奉行門奈三衛門様其外御手代 武士 久助殿・南御郡仲主伝左衛門様御代長倉富 衛門殿・吉田村 庄屋治兵衛・同村組頭中・ 曲尺手町 小田部吉衛門・八町目 小林宇 右衛門 曲尺手町 吉田弥市・本七町目 与四郎・七軒町 石井弥清次・七軒町名主 嶋与左衛門(以上連名)	付、五百羅漢建立の土地略 図
122	50下	宝暦3. 10. 4	[奉行所達](鹿嶋大明神の社頭大破の為、御領内 巡行勸化の許可並びに協力奨励に付)	御若老衆→寺門喜太平・大貫幸介→台町・ 七軒町・本式町目・本三町目・裏三町め・ 塩町・本六町目・本七町目・九町目・下新 町、右名主	91の奉行所達と関連
123	50下	宝暦3. 10. 9	[奉行所達](台町店借三郎次第十郎衛門帯刀一件 に付)	寺門喜太平・大貫幸助→台町より下新町迄、 銘々町々名主中	(内容)「この夏台町店借 三郎次の第十郎衛門が大小 を帯びていたのを咎めたと ころ、恐縮して入寺した。 その者を引き出し相ただし たが、清巖寺・光台寺が願 い出たので許したが、江戸・ 水戸での奉公を禁じて寺を 出すことにした。」
124	51上	宝暦3. 11. 23	[留書](清水道弘人足出し方の件に付)		
125	51上	宝暦4. 3. 4	[奉行所達](鞠蹴と鞠商売禁止に付)	寺門喜太平・大貫幸介→	125~127は関連文書
126	51上	寛文11. 6. 14	[奉行所達](鞠商売・鞠蹴禁止に付)		125~127は関連文書
127	51下	正徳5. 7. 19	[奉行所達](鞠商売・鞠蹴・花火禁止に付)		125~127は関連文書
128	51下	宝暦4. 3. 10	[奉行所達](市日での古着・太物の売買に付)	寺門喜太平・大貫幸介→/七軒町名主嶋 与左衛門→七軒町衆中	(奥書)右の趣を御町年寄 岩田太郎衛門宅へ名主与左 衛門が呼ばれて命じられた。 なお御口上で七軒町に木綿 類を持ち出す在々よりの商 人の扱いについて指示があっ た。/宝暦4年3月10日

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
129	52上	宝暦4. 5. 9	〔御町方御普請付御役人達〕（紺屋町魂消橋際より水門橋脇迄、川さらい御普請場所入札に付）	清水嘉助・所次助→-	（付属文書）入札（紺屋町川さらいしから御普請のひな形）／月日／何町たれ→御町御役所様
130	53上	宝暦4. 6. 21	〔留書〕（紺屋町川さらい御普請入札に付）	七軒町名主 与左衛門・同町組頭 七衛門・紺屋町組頭 伝兵衛→-	本山町 儀助・久平、吉田村 善左衛門の3人が58両で落札。御町方御普請付御役人は下新町 所次助と下金町清水嘉介。
131	53下	宝暦4. 7. 13	紺屋町川さらい御普請ニ付、御役所様へ被呼申候次第（9か条、8月8日迄相掛った。）	（七軒町名主 与左衛門）→-	
132	55上	宝暦4. 8. 9	紺屋町御堀しから際土手江、芝置候注文（魂消橋脇より水門橋脇迄、両側間数 305間、望む人は当13日迄に入札を差し出す事。）	清水加助・所次助→台町より下新町迄 右御町名主衆中・御町奉行中・御郡奉行中	
133	55下	宝暦4. 9. 19	〔奉行所達〕（御町在々子供間引禁止、御領中で軽き者病死の際の葬送に付）	大貫幸助・寺門喜太平→-	
134	56上	宝暦4. 12. 13	〔用状〕（銭相場の動向の件。行用之儀は御支配へ相廻り候由。）	御小（下カ）町月番本四丁め→七軒町様・藤柄町様	（注）別紙挿入の封書
135	56上	宝暦4. 11. -	〔公儀触〕（宝暦甲戌改暦宣下に付）	御目附衆→大貫幸介・寺門喜太平→-	（奥書）右の趣の公儀御達を御目附衆宅において達
136	56下	宝暦4. 12. 8	〔奉行所達〕（大串村稲荷明神の火除け札引きに付）	寺門喜太平・大貫幸介→-	
137	56下	宝暦4. 12. 8	〔奉行所達〕（吉田明神祭風流物遣い方の儀に付）	-→御町年寄共→惣名主	
138	56下	宝暦4. 12. 8	〔奉行所達〕（明神祭の節、下新町より差し出した躍りに関して台町と掛り合になり、惣名主が内無事の仲介をした件のその後の再紛争と解決に付。）	寺門喜太平・大貫幸介→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
139	57上	宝暦4. 12. 8	〔留書〕(不参集の町役人処罰に付)		(内容)「本式町目名主平八等5人の名主に、上田作十郎殿宅で仰せ渡しがあった。9月20日夕、名主与左衛門は本三町目御町年寄宅で仲間の申し合せをして、台町名主方へ入割に罷り越し、新町へは参らなかったので右の仰せ渡しから除く。その他の名主は病気等を理由に罷り越さなかった。これにより、台町組頭・人別役その他合計20名を御叱り退役・御叱り捨て・入獄・閉戸・御叱りに処せらる。」
140	57下	宝暦5. 12. -	〔奉行所達〕(清水道大廻り人足覚)		
141	57下	宝暦7. 7. 24	〔奉行所達〕(大学頭様松川へ御下り、磯浜村西福寺で潮湯治の為、水戸城下の通行に付)	寺門喜太平・大貫幸介→-	(尚々書) 大学頭様の会所御休息等の節の心得書き、7か条。
142	58下	宝暦7. 8. 4	〔奉行所達〕(大学頭様瑞龍山御参詣の為、町中掃除に付)	寺門喜太平・大貫幸介→-	田中町から本町通り御通行 / (尚々書) 大学頭様の松川へのお帰りの順路につき、御町の見物も有りうるので、本町・裏町とも掃除して置くように。
143	59上	宝暦7. 8. 9	〔奉行書達〕(町与力所理衛門御番人に就任、後役川瀬七郎衛門に付)	大貫幸介・寺門喜太平→-	七郎衛門は元山町に居住
144	59上	宝暦7. 12. 25	〔奉行書達〕(伊藤孫兵衛殿御町奉行就任に付)	大貫幸介・寺門喜太平→-	
145	59上	宝暦7. 12. -	〔奉行書達〕(退役組頭の上下着用の儀に付)	大貫幸介・寺門喜太平→-	
146	59下	宝暦8. 1. 3	〔留書〕(鋸耆貫七百文、石井七衛門より年頭御祝儀として、御樽を入れて使又四郎殿を遣わされた。)		

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
147	59下	宝暦8. 1. 5	〔町名主用状〕(碗飯錢指納入に付)	(七軒町名主) 嶋与左衛門 → 塙茂次衛門様	(内容)「鑑壹貫九百三十拾式文、当寅の碗飯錢指として、七軒町・裏壹貳町目、紺屋町の4か町分を集めて納める。」
148	59下	宝暦8. 4. 1	〔町年寄達〕(御町定夫呼称の儀に付)	御町年寄衆 →	(内容)「御用の節御役所様方と同道する際は御用人と呼ぶ」
149	59下	宝暦8. 4. -	定(御用で道中往来時に守るべき3か条の公儀触)	(幕府道中奉行カ) →	
150	60上	宝暦8. 9. -	〔町年寄達〕(吉田明神祭礼時に各町が出すくら馬・馬口附・母衣・ほろの数書上と、風流物改役は紺屋町に申し付ける。風流物場所へは中喰を出し、町役人が見舞うこと。)	(御町年寄衆) →	(内容)「風流物改役は紺屋町。風流物場所は中喰(昼食カ)を出し、町役人が見舞う」
151	60下	宝暦8. 10. 16	〔奉行所達〕(殿様御入部の御用返済と再徴収に付)	御町奉行白井平次兵衛様 →	(内容)「延享5年に殿様御入部につき、上下御町から御用金千五百両を指し上げたが、御入部が中止となり、御用金は8か年賦で返済された。この度殿様の御病気が御快然し御入部を希望されているので、上下御町に御用金千両を申し付ける。」
152	61上	宝暦8. 10. 17	覚(御郭廻り土手草刈人足の儀に付)	御町方役所 → 下御町惣名主	
153	61上	宝暦8. 10. 29※	〔奉行所達〕(町名主・組頭本壹町目西会所出勤の差紙)	(御町方役所) → 各町名主	153・154は関連文書
154	61下	宝暦8. 10. 晦	〔奉行所達〕(御用金献上町人・町名主御目見に仰せ付けの件)	寺門喜太平様・大貫幸介様 →	153・154は関連文書
155	62上	宝暦8. 10. -	〔公儀触〕(総州小金一月寺・武州青梅鈴法寺の門弟の深編笠商売に付)	堀田相模守殿 → 三阿弥 → 御城付共江 / 寺門喜太平・大貫幸介 →	
156	62上	宝暦8. 11. 5	〔奉行所達〕(殿様御入部時の御町奉行衆待合所と接待に付)	(御町奉行) →	
157	62下	宝暦8. 11. 9	〔奉行所達〕(七軒町支配、御迎御見送り面付9名上田作十郎宅へ出勤に付)	御月番寺門喜太平 → 岩田太郎衛門・加藤又衛門・上田作十郎 → 七軒町名主 与左衛門	

水戸下市御用留(一)(延宝5年~天明3年)

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
158	63上	宝暦8. 11. 3	〔奉行所達〕（組頭七衛門出勤の差紙）	（御町奉行）→寺門喜太平・大貫幸介→七軒町名主	（御月番寺門喜太平様御宅にて仰せ付けられ候御書付之写し）七軒町組頭七衛門を、代々名主役を相勤め、特に養父の精勤により、順席名主次座に申し付ける。 /11月4日
159	63上	宝暦8. 11. 24	〔町奉行指紙〕（七軒町九兵衛儀、殿様御帰城の祝儀として、旧悪の免許に付）	（御町奉行）→寺門喜太平→七軒町九兵衛	
160	63下	宝暦8. 11. -	〔奉行所達〕（殿様御帰国の為道橋掃除等に付）	（御町奉行）→大貫幸介・寺門喜太平→-	御帰国に際しての諸指示8か条。御帰国に際しての諸指示6か条。
161	64上	宝暦8. 11. 27	〔奉行所達〕（殿様御帰城の節の御迎えに付の刻限は朝五ツ半と御達しがあつた。町役人は支配の者を召し連れ、麻上下を着用して七軒町に相揃うこと。）	（御町奉行）→寺門喜太平・大貫幸介→-	
162	64下	宝暦8. 12. 4	御着城之節御迎御町人面付（御町年寄上田作十郎以下、合計125名）		
163	66下	宝暦8. 11. 26	〔留書カ〕（紺屋町御使者番所の番人他に付）		（内容）「紺屋町御使者番所の番人、寅12月5日より28日迄、卯正月7日より18日迄、ノ72人なり。台町へ罷り出候者の名前11人。」
164	66下	宝暦8. 11. -	覚（紺屋町分、土34合、裏一町目分、土15合の請取書）	紺屋町組頭 七郎兵衛・七軒町組頭 七右衛門・同町名主 与左衛門→御町御普請方様	
165	67上	宝暦8. 12. 1	〔奉行所達〕（殿様御着城の日限決定に付）	御目附方→寺門喜太平・大貫幸助→-	
166	67上	宝暦8. 12. -	〔留書〕（殿様御下国の御迎え町人面附順席に付）		（内容）「殿様御下国の日限が仰せ出られたが、御迎えの町人の面附順席は丑の御用留にある。もっとも御奉行・御町与力・御月番・御町年寄・御口書・上御町年寄衆の氏名と七軒町の御宿を示す。」

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
167	67下	宝暦8. 12. 5	〔留書〕(殿様御着城の日の様子)		(内容)「雨降りの日で、御迎えに罷り出た町人は残らず御町方に御礼に出た。翌5日殿様、本町目・式町目・紙町田中より羅漢寺辺へ出掛けられた由。」
168	67下	宝暦8. 12. 5	上使ニ付盛砂入札覚	高橋久之衛門・清水矢之衛門 →	(奥書) 右砂代は、御町年寄中より名主方へ申し遣わし、名主方にて小間口へ割合取立て、久之衛門殿へ納めること。
169	68上	(宝暦8). 12	〔奉行所達〕(殿様が御鷹野に御出の節、拝見人禁止に付)	(御町奉行) →	
170	68上	宝暦8. 12. 5 ~ 12. 8	〔留書〕(土井大炊頭様御使者清水源助様、宿・賄い・人足等の手配の件)		
171	68下	宝暦8. 12. 6	〔奉行所達〕(殿様御鷹野御出の節、御町飼犬禁止に付)	(御町奉行) →	
172	68下	宝暦8. 12. 6	〔奉行所達〕(殿様御出の御鷹野近辺を通行規制に付)	(御町奉行) → 御町方 →	
173	68下	宝暦8. 12. 6 ~ 18	〔留書〕(尾張様御使者御番頭久野七左衛門様・御家老名倉藤衛門様、宿・賄い等の手配の件)		
174	68下	宝暦8. 12. -※	〔留書〕(御能役者宿世話人は嶋与左衛門)		
175	69上	宝暦8. 12. 14 ~ 18	〔留書〕(大学頭様御使者加藤惣左衛門様・播磨守様御使者宮田八十衛門様、宿・給仕・賄い等の手配の件。)		
176	69上	宝暦8. 12. 22	〔奉行所達〕(殿様吉田明神御社参並びに吉田薬王院へ御出に付)	(御町奉行) → 寺門喜太平・大貫幸助 →	(奥書) 御先手同心衆の出張および名主与左衛門等の対応に付き指紙。/ 寅12月22日
177	69下	宝暦8. 12. 20	〔町年寄達〕(御用金返済に付)	岩田太郎衛門・加藤亦衛門・上田作重郎 →	
178	69下	宝暦8. 12. -※	〔留書〕(奥州仙台御使者御番頭古内主膳様御出に付き、宿・賄い等手配の件)		
179	70上	宝暦8. 12. 27	〔留書〕(紀州様御使者御番頭下条伊兵衛様、宿・賄い等手配の件)		

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
180	70下	宝暦8. 12. 25	〔町奉行指紙〕(溝江畠慶老に登城仰せ付け、御目見を仰せ付ける。井筒屋喜平治に大炊守殿御使者宿仕るに付き、上下御免を仰せ付ける。)	(御町奉行) → -	
181	70下	宝暦8. 12. 23	〔奉行所達〕(紺屋町清兵衛、御能役者高久八三郎・山下安次郎の宿賄に付)	(町名主) → 紺屋町 清兵衛	
182	70下	宝暦8. 12. 26	〔町名主用状カ〕(紺屋町市郎衛門、御能役者御雇犬塚新五郎宿賄に付)	七軒町名主 与左衛門 → -	
183	70下	宝暦8. 12. 20	〔奉行所達〕(御雇御能役者犬塚新五郎等3人の賄い・夜具・宿割他に付)	御町方役所 → -	
184	71上	宝暦9. 1. 2	御町人年頭御目見帳	岩田太郎衛門・加藤亦衛門・上田作重郎 → -	
185	72上	宝暦9. 1. 5	〔奉行所達〕(殿様御鷹野御出に付)	(御町奉行) → 寺門喜太平・大貫幸助 → -	
186	72下	宝暦8. 10. 18~ 12. 1	覚(御入部ニ付御城廻り土手草蒔人足日備割差銭帳)		
187	73上	宝暦9. 1. 10	〔町年寄達〕(御上使当地御到着に付)	岩田太郎衛門・加藤亦衛門・上田作重郎 → -	
188	73上	宝暦9. 1. 10	御上使ニ付砂敷人足出辻		
189	73下	宝暦9. 1. 13	〔奉行所達〕(上使御着に付き、町方にて守るべき6か条)	(御町奉行) → 寺門喜太平・大貫幸助 → -	18日は市日の処、七軒町より老町目・二町目迄の市は相止める事
190	74上	宝暦9. 1. - ※	〔奉行所達〕(来る18日に上使御着に付、昼夜立番の件)		
191	74上	宝暦9. 1. -	〔問屋用状〕(両穀町より江戸町へ伝馬指出に付)	海保次衛門宿 紺屋町 伊左衛門 → -	
192	74下	宝暦9. 1. 18	〔留書〕(上使御着の当日の様子記録)		
193	75上	宝暦9. 1. 18	〔留書〕(播磨守様御使者と同若殿様の宿に付)		
194	75上	宝暦9. 1. 21	廻状(御上使に付、歩行夫割合の件)	林 平八 → -	
195	75上	宝暦9. 1. 21	〔留書〕(町毎の小間口の書き上げと歩行夫の人数等)	林 平八 → 右御仲間様中	
196	75下	宝暦9. 1. 18	〔留書〕(御上使人足歩行夫取立方に付)		(内容)「御上使の節人足歩行夫のうち、七軒町支配より指し出すべき分を塩町より指し出したが、その賃金を紺屋町から取り立てる。」



番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
197	75下	宝暦9. 2. 13	〔町方役所達〕(上使御用舗砂代、高橋久之衛門まで納めるに付)	林平八・中山金兵衛・矢口吉左衛門→-	
198	75下	宝暦9. 2. 26	〔町年寄達〕(孝心の者書出に付)	岩田太郎衛門・加藤亦衛門・上田作重郎→-	
199	75下	宝暦9. 2. 27	〔町年寄達〕(享保14年子2月中の御能拝見に罷り出た町人と新規に御能拝見に罷り出るべき者書出に付)	(御町年寄衆) →-	
200	76上	宝暦9. 3. -	〔留書〕(御会所への御使者である東本願寺の中宿に付)		
201	76上	宝暦9. 3. 9	〔留書〕(御能拝見の面附)	(御町方役所) →-	
202	76下	宝暦9. 1. 19	〔町方役所達〕(御能の間、上下御町の取締りに付き3か条)	(御町方役所) →-	
203	77上	宝暦9. 3. -※	〔町方役所達〕(御能拝見の町人が守るべき作法等7か条。)	(御町方役所) →-	
204	77下	宝暦9. 4. 7	〔奉行所達〕(御能役者の賄・給仕人・賄勘定に付)	(御町奉行) →寺門喜太平・大貫幸助→-	
205	77下	宝暦8. 12. -	〔留書〕(仙台御使者中小姓5人分の宿・夜具、御使者の宿・夜具の書き上)		
206	78上	宝暦9. 4. -	〔公儀触〕(借金銀の返済訴訟の儀に付)	(幕府) →-/御目附部屋→大貫幸助・寺門喜太平→-	(内容)「借金銀の返済が滞り、金主の公訴に奉行所が裁許を申し渡しても、切金員数を不足に差し出し返済を免れようとする武士や町人・農民が多い。今後このような行為はきびしく追及する。」
207	78下	宝暦9. 5. 12	〔留書〕(町人悴御褒金品下賜に付)		
208	79上	宝暦9. 5. 14	〔奉行所達〕(延姫様御逝去の為、鳴物停止に付)	寺門喜太平・大貫幸助→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
209	79上	宝暦9. 5. -	〔奉行所達〕(御用着不足に付)	御着奉行共→御用人衆→寺門喜太平・大貫幸助→-	(内容)「殿様御在国中、朝夕の御膳に出す着が諸浜がしけのため手支えになっているので、着売買のかつぎ小商人・上下着問屋中買の者に、下着町御用問屋へ御用着を相納めたのち、勝手に商売致すよう町方役所より申し付けるよう御達し下されたい。」
210	79下	宝暦9. 5. 25	〔奉行所達〕(桜川箕川大橋並びに沢渡、殿様御在国中は殺生御停止に付)	御目附方→寺門喜太平・大貫幸助→-	
211	79下	宝暦9. 6. 21	〔奉行所達〕(直之允様御卒去の為、鳴物停止に付)	(水戸藩庁)→寺門喜太平・大貫幸助→-	211・212・213・218は関連文書
212	79下	宝暦9. 6. 24	〔奉行所達〕(直之允様御尊骸が薬王院へ御葬通に付、立番の件)	(御町奉行)→大貫幸助・寺門喜太平→-	211・212・213・218は関連文書
213	80上	宝暦9. 6. 26	〔奉行所達〕(性善院様御法事、吉田薬王院にて執行の為、立番に付)	(御町奉行)→大貫幸助・寺門喜太平→-	211・212・213・218は関連文書
214	80上	宝暦9. 6. 26~27	〔留書〕(御使者御賄献立)		
215	81上	宝暦9. 6. 26	〔留書〕(松平播磨守様・松平大学頭様御使者、御宿並びに献立書上)		
216	81下	宝暦9. 7. 6	御賄入方書上申候(仙台・尾張・松平三家等の御使者の宿・賄い、御能役者等の賄い書上)		
217	81下	宝暦9. 7. 10	〔奉行所達〕(水戸城下町人の心懸くべき事ども)	(御町奉行)→御町年寄・惣名主・惣御町人共→七軒町名主 与左衛門・同町組頭 七衛門・紺屋町組頭 七郎兵衛→-	
218	82上	宝暦9. 閏7. 12	〔留書〕(直之允様御不例の節、薬王院へ御給仕に出た子供等への礼金に付)		211・212・213・218は関連文書
219	82下	宝暦9. 8. -	〔公儀触〕(燈油の儀は、寛保3年にも触れたように、国々より菜種をより多く大坂表に積み廻し、油値段を下げるよう命じたが、近年これが守られていない。今後菜種の増産と大坂への積み登せにつとめよ。綿実も近年は水油に絞出すので、菜種同様に心得、今後大坂綿実問屋を相定めるので、右問屋へ積み登せよ。)	堀田相模守殿→青阿弥→御城付共へ	(奥書) 菜種・綿実の儀に付き、公儀御触書を支配切銘々へ申し聞かせよ。

番号	頁 段	年 代	件 名	発 給 関 係	備 考
220	83上	宝暦9. 9. 3	〔奉行所達〕(来る15日の吉田明神の祭礼を殿様が中御殿でご覧になりたいと仰せ出された。それに付いて風流物と躍り等の番付を詳しく書き出し、明後10日までに提出すること。)	(御町奉行) →大貫幸助・寺門喜太平→-	
221	83下	宝暦9. 10. 5	〔奉行所達〕(万次郎様が御元服され、御官位を宮内卿と唱えられる由、それに付いて、右の御名に相障る名は改め、以後名付けぬこと。)	(御町奉行) →大貫幸助・寺門喜太平→-	
222	83下	宝暦9. 10. 15	〔奉行所達〕(殿様の御参府に付き、重立の町人が御祝儀に江戸へ参上する必要はない。御発駕が済み次第、両御町奉行衆宅へ参上して御祝儀を申し上げること。)	(御町奉行) →寺門喜太平・大貫幸助→-	
223	83下	宝暦9. 10. 24	〔奉行所達〕(殿様の来月2日に御発駕に付き、火の元油断なく申し付け、丁番・立番等に相勤め、役人の町内見回りを申し付けること。また御発駕の節の拜見人や家々の対応および御通筋の掃除等に付き指示あり。)	(御町奉行) →寺門喜太平・大貫幸助→-	
224	84上	宝暦9. 10. 25	〔奉行所達〕(紀伊国様にて久米之允様、右の御名に相障る名は改め、以後名付けぬこと。)	(御町奉行) →寺門喜太平・大貫幸助→-	
225	84上	宝暦9. 10. 29	〔町年寄達〕(来月2日殿様の御発駕の刻限は明日御辻触があるので、御辻触の刻限に七軒町まで御町人共は相揃うように、また台町へ罷り出ている者も同刻限を心懸けるよう申し付ける。)	岩田太郎衛門・加藤亦衛門・上田作重郎→-	
226	84下	宝暦9. 11. 2	殿様御発駕被遊(遊)候事(御見送り御待合・賄い責任者に付)		(内容)「御見送りの御待合は七軒町井筒屋喜兵衛方へ申し付けられる。御町方控所の賄いの次第と賄い入用は七軒町に仰せ付けられる。」
227	84下	宝暦9. 11. 20	〔留書〕(殿様御入国の節、御町方御待合・宿・御賄に付)		(内容)「宝暦8 寅年12月4日朝四ツ時殿様御入国の節、御町方御待合の宿と御賄い入用は七軒町南部屋七衛門が請けた。世話人名主は与左衛門。」

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
228	85上	宝暦9. 1. 18	〔留書〕(御上使御着の際、御待合と御町方御賄方等に付)		(内容)「御上使御着の際、御待合と御町方御賄方等は、七軒町名主嶋与左衛門方で請けた。右の御下国に付き、寅10月より卯3月までは四方の御使者や御能役者等の出入りで御用が取り込んだ。」
229	85上	宝暦9. 12. 10	〔町役人申状〕(御用金の御返済を御差し延べの旨先達て仰せ付けられたが、町方としては難儀なので、上御町は一致して御返済を願ひ出ることにした。下御町も御仲間で申し合せて、御得心ならば御申し越されたい。)	泉町名主 林八郎衛門・向井町名主 市郎平 →林平八様・嶋与左衛門様	(付記) 右の申し入れを下御町名主中に伝えたところ一同得心に付き、御町年寄衆へも申し達し、泉町・向井町にも申し伝え、上下御町名主共として御役所様へ願書を出した。/卯12月12日
230	85下	宝暦9. 12. -	〔留書〕(人別役取り計らい方に付達覚)	七軒町名主 与左衛門	
231	86上	宝暦9. 12. 28	〔奉行所達〕(犬の病流行、病犬打殺許可に付)	(御目附方→) 寺門喜太郎・大貫幸介→-	
232	86下	宝暦9. 10. 25※	〔留書〕(七軒町富屋居屋敷裏通南の方、下水堀埋に付)		
233	87上	宝暦10. 3. 20※	〔奉行所達〕(御祭礼衰微の為、軽き風流物指出に付)	(家老→御町奉行中→) 寺門喜太郎・大貫幸介→-	234と関連カ
234	87上	宝暦10. 4. -	御祭礼露払供奉覚	岩田太郎衛門・加藤亦衛門・上田作重郎→-	233と関連カ
235	87下	宝暦10. 4. 5	〔奉行所達〕(公方様御病身にて御隠居遊ばさるに付)	寺門喜太郎・大貫幸介→-	4月1日に被仰出候由。 236と関連
236	87下	宝暦10. 5. 19	〔奉行所達〕(公方様・右大将様・御簾中様御移徙遊ばさるに付)	(御目付方→) 寺門喜太郎・大貫幸介→-	235と関連
237	88上	宝暦10. 6. 18	上町・下町より願書覚(寺社門前諸商売の内、隠置・紛敷商売に付)	七軒町名主・上下御町名主 印形	写
238	88上	宝暦10. 6. 20	〔町役人達〕(那波屋九兵衛屋舗井形堀替の節、町役人立会の件)		
239	88下	宝暦10. 6. 24	〔奉行所達〕(町人百姓共江戸町人江度々出入に付、内済入割の件)	(若老衆→岩田太郎衛門殿→惣名主)	
240	89上	宝暦10. 8. 14	〔奉行所達〕(御町内・郷村諸寄進勸化事禁止に付)	(御若老衆→) 寺門喜太郎・大貫幸介→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
241	89上	宝暦10. 8. 10	〔留書〕(御町端郷村拾町四方商者御停止の件)		
242	89上	宝暦10. 8. 15	〔奉行所達〕(御鷹御用にて、那珂川筋殺生停止に付)	(御目附方→) 寺門喜太郎・大貫幸介→-	
243	90上	宝暦10. 10. 9	〔奉行所達〕(公儀巡見衆御領内相通候節、陸尺御貸被成候に付)	福田儀助代 内藤彦衛門・武士常衛門→-	陸尺二十四人
244	90上	宝暦10. 10. 22	〔公儀触〕(去冬以来金銀吹替の風説に付)	(→御目附衆→) 寺門喜太郎・大貫幸介→-	
245	90下	宝暦- . - . -※	覚〔奉行所達〕(役所御用の実情に合わないため定使を歩行夫役に改める件)		定使四人
246	90下	宝暦11. 4. 10※	馬金拝借覚(年寄衆より請取に付)		
247	91上	宝暦- . - . -※	支配申合覚(年中行事に付)		
248	91下	宝暦11. 5. 10	〔町年寄達〕(駒の口銭渡方に付)	笹嶋金衛門・加藤三郎兵衛→/→-	
249	91下	宝暦11. 6. 15	奥州御巡見御帰之節御案内其外指引人之覚	岩田太郎衛門・加藤又衛門・上田作重郎→-	250・253~256と関連
250	93上	宝暦11. 6. 29	〔奉行所達〕(奥州帰御巡見衆の義に付)	(御役所→) 岩田太郎衛門・加藤又衛門・上田作重郎→-	249・253~256と関連
251	93上	延享4. - . -※	〔奉行所達〕(祝町洗濯屋御免、諸士・又者洗濯屋へ出入禁止に付)	(御若老衆→御町奉行中) →寺門喜太郎・大貫幸介→-	252と関連
252	93上	宝暦11. 7. 9夕	〔奉行所達〕(祝町旅籠屋、洗濯屋御免被遊に付)	(御若老衆→御町奉行中) →寺門喜太郎・大貫幸介→-	251と関連
253	93下	宝暦11. 8. -	〔奉行所達〕(御巡見衆御町御通に付心得)	寺門喜太郎・大貫幸介→-	18日巡見衆御通。 249・250・254~256と関連。
254	94上	宝暦11. 8. 16	覚(巡見衆山口勘兵衛殿案内に付)	(御年寄衆→) 高野惣次郎→下町名主連名/名主 嶋与左衛門→-	249・250・253・255・256と関連
255	95下	宝暦11. 8. 17	〔町年寄達〕(巡見衆案内に付)	岩田太郎衛門・加藤又衛門・上田作重郎→-	249・250・253~255・256と関連
256	95下	宝暦11. 8. 20	〔留書〕(大嵐・水増に付巡見御案内の件)	嶋与左右衛門→-	249・250・253~255と関連
257	96上	宝暦11. 9. -	〔留書〕(三外屋喜平次、江戸問屋共買懸不埒に付懸り合取計の件)		前の項目を削除
258	96下	宝暦11. 10. 13	〔奉行所達〕(他所諸参詣并巡礼等罷出候儀御停止に付)	御若老衆→御町奉行中	享保8・宝暦5年に同様の触
259	97上	宝暦11. 10. 25	〔奉行所達〕(御領内江他領より入穀堅ク御制禁の儀に付)	→/御郡奉行中江→-	享保20年に同様の触
260	97下	宝暦11. 12. 6	〔奉行所達〕(御領中の者他領江出入に付)	御若老衆山本宇衛門→御町奉行衆江	御若老衆山本宇衛門殿宅ニ而御達

水戸下市御用留(一)(延宝5年~天明3年)

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
261	98上	宝暦11. 12. 10	〔奉行所達〕〔笠間城下にて夜中居酒屋候儀に付〕	御若老衆→／大貫幸介→	御若老衆より口上ニ而被仰聞
262	98上	宝暦12. 1. -	〔留書〕〔古宿村庄屋利助より曲尺手町名主江人別送りの儀に付〕		「此先御用留紙無之ニ付、右御達之先ハ相知不申候」。宝暦12～安永元年御用留無。
263	99上	安永2. 4. 13	〔御郡方達〕〔鑄銭場表長屋不残御払に付見届入札の件〕	御郡方 岡部茂十・同 清水嘉衛門・大吟味方 茅根又衛門→	35と関連、20日開札。
264	99下	安永2. -.-※	覚〔鑄銭場表長屋入札雛形〕	何町何町目 たれ印→鑄銭場 御郡御役所様	263と関連
265	100上	安永2. 7. 13	〔奉行所達〕〔通用鑄銭他所へ差出候節、御目附方へ相届の件〕	富長兵七・吉川甚兵衛門→	266と関連
266	100下	安永2. 7. 11※	〔町年寄達〕〔鑄銭座相止候に付、他所出不致の件〕		265と関連、年寄衆宅にて被仰付
267	100下	安永2. 7. 15	〔町年寄達〕〔清水通御普請に付、差銭余慶懸り不申の件〕		
268	100下	安永2. 7. 26※	〔留書〕〔竹樋不残入替普請の件〕		紺屋町大升より御瓦屋前境なを屋敷迄。101頁に図面有。
269	101上	安永2. 10. 15	〔奉行所達〕〔民部卿様御妾腹ニ御男子様御出生に付〕	富長兵七・吉川甚兵衛→	豊千代
270	101下	安永2. 10. 19	〔奉行所達〕〔他所参詣・衣類不相応の件に付〕	富長兵七・吉川甚兵衛→	他所参詣に関しては、宝暦11年に触
271	102上	安永2. 10. 26	〔奉行所達〕〔御簾中様御安産、若子様御誕生に付〕	富長兵七・吉川甚兵衛→	24日誕生、272・273と関連
272	102下	安永2. 10. 28	〔奉行所達〕〔若子様、若殿様と可奉唱旨〕	富長兵七・吉川甚兵衛→	271・273と関連
273	102下	安永2. 11. 4	〔奉行所達〕〔若殿様、鶴千代様と被進候趣に付〕	富長兵七・吉川甚兵衛→	271・272と関連
274	102下	安永2. 11. 9	〔奉行所達〕〔黒白の内大振にて見分宜しく相見候犬、所持者申し出に付〕	富長兵七・吉川甚兵衛→	若殿様御参宮の節
275	102下	安永2. 11. 10	〔奉行所達〕〔他領より入穀物の義御停止に付〕	若林源之衛門→／富長兵七・吉川甚兵衛→	
276	103上	安永2. 11. -	〔奉行所達〕〔買穀に付、万一出火の節欠付人足の次第〕		
277	103下	安永2. 11. 19	〔奉行所達〕〔洩人等にて人別相減じ候事に付〕	(→御町奉行中・御郡奉行中・寺社奉行中→) 富長兵七・吉川甚兵衛→	寛延年中・正徳2年に触
278	104上	安永2. 12. 5	覚〔他所江参詣并商用に罷出に付〕		

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
279	104下	安永2. 12. -	〔御用状〕(間口書替の儀に付)	(御役所様→-)→名主共	
280	104下	安永3. 1. 15	〔公儀触〕(式朱判の儀、通用の件に付)	松平右近将殿→三阿弥→御城付共/→富長兵七・吉川甚兵衛→-	
281	105上	安永3. 1. 29	〔公儀触〕(村村へ虚無僧修行の体にて参に付)	松平右近将殿→順阿弥→御城付共/→富長兵七・吉川甚兵衛→-	
282	105下	安永3. 4. 4	〔奉行所達〕(御領分鑄銭再吹の儀厚御頼に付)	富長兵七・吉川甚兵衛→-	
283	105下	安永3. 6. 15	〔町年寄達〕(紙煙草入致商売に付火の元太切に可仕旨)	御老中→上田作重郎・岩田太郎衛門・加藤彦市→-	
284	106上	安永3. 7. 7	〔奉行所達〕(飛騨守様御卒去に付、鳴物・音曲等御停止の件)	富長兵七・吉川甚兵衛→-	6~25日
285	106下	安永3. 7. 19	〔奉行所達〕(飛騨守様御遺骸御通棺に付)	富長兵七・吉川甚兵衛→-	284・286~290と関連
286	106下	安永3. 7. 24	〔奉行所達〕(飛騨守様御尊骸、下御町御通に付)	富長兵七・吉川甚兵衛→-	284・285・287~290と関連
287	107上	安永3. 7. 24	辻堅割(飛騨守遺骸通棺に付)	富長兵七・吉川甚兵衛→-	284~286・288~290と関連
288	107下	安永3. 7. 27	〔奉行所達〕(源貞様御遺骸御通棺相延に付)		俄之大雨故。284~287・289・299と関連。
289	107下	安永3. 7. -	〔奉行所達〕(源貞様御尊骸、廿八日御通棺に付)		284~288・290と関連
290	107下	安永3. 7. 29	〔奉行所達〕(源貞様御神主、御町内御通に付)	富長兵七・吉川甚兵衛→-	284~289と関連
291	107下	安永3. -. -※	〔公儀触〕(後欠)	田沼主殿頭殿→順阿弥→御城付共	後欠カ
292	108上	安永3. 8. 24	〔奉行所達〕(似セ金銀等拵遣候に付)	(御目附衆→) 富長兵七・吉川甚兵衛→-	前欠カ
293	108上	安永3. 9. 5※	水道指銭取立覚	(岩田太郎衛門殿→) -	
294	109上	安永3. 9. 9	〔奉行所達〕(源良公様御末男様左膳様米様御事に付)	富長兵七・吉川甚兵衛→-	
295	109上	安永3. 10. 1	〔奉行所達〕(常葉山時の鐘御鑄替に付)	吉川甚兵衛・富長兵七→-	296・299と関連
296	109上	安永3. 10. -	〔奉行所達〕(常葉山時の鐘御鑄直シに付、外の鐘為御撞被遊候旨)	富長兵七・吉川甚兵衛→-	295・299と関連
297	109下	安永3. 11. -	〔奉行所達〕(他所より参候小間物売の儀、宿不致に付)		
298	109下	安永3. 11. 9	〔公儀触〕(浪人杯と申村々百姓家へ参に付)	松平右近将監殿→順阿弥→御城付共/→富長兵七・吉川甚兵衛→-	
299	110上	安永3. 11. 13	〔奉行所達〕(常葉山時の鐘御鑄替に付、外の鐘にて時為撞候日限の義)	富長兵七・吉川甚兵衛→-	295・296と関連
300	110上	安永3. 12. -	〔奉行所達〕(御諸土様持出人足差出御免に付)		
301	110上	安永3. 12. 22	〔奉行所達〕(譲売買屋敷在のに付)	(→名主方)	
302	110下	安永4. 6. 4	〔公儀触〕(灰吹銀其外潰銀類銀座并下買の外他所にて売買致間舖に付)	松平右近将監殿→順阿弥/→富長兵七・吉川甚兵衛→-	史料集は「安永三午六月四日」

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
303	111上	安永4. 6. -	〔町年寄達〕(組頭人別役格式書上の書式について)		
304	111上	安永4. 5. -	〔公儀触〕(東海道中山道美濃路佐屋路宿の儀、人馬賃銭割増に付)	松平右近将監殿→順阿弥→御城付共/→→	安永3年より7年間割増
305	111下	安永4. 6. 19	〔公儀触〕(諸国関所女手形の儀に付)	田沼主殿頭→順阿弥→御城付共/→→富長兵七・吉川甚兵衛→→	史料集は「安永三年六月十九日」
306	112上	安永4. 7. 9	〔公儀触〕(関東八ヶ国作出候綿実、脇売不致に付)	松平右近将監殿→順阿弥→順阿弥→御城付共/→→富長兵七・吉川甚兵衛→→	
307	112上	安永4. 9. 10	〔奉行所達〕(鮭殺生の儀に付)	富長兵七・吉川甚兵衛→→	明和五年達有
308	112下	安永4. 9. 24	〔公儀触〕(石灰会所焼印の無い石灰蠣壳江戸表売買禁止に付)	松平右近将監殿→順阿弥→御城付共/→→富長兵七・吉川甚兵衛→→	
309	113上	安永4. 閏12. 24	〔評定所達〕(太物の儀、市日に端売に付)	(評定所→) 富長兵七・吉川甚兵衛→→	310~314と関連
310	113下	安永5. 1. -	〔公儀触〕(日光御供面々・武士方奉公人の件)	大御目附正木志摩守殿・御目附河野吉重郎殿・村上三重郎殿→松平右近将監殿→御城付共/→→御町方・御郡方→→	309・311~314と関連
311	114上	安永5. 2. 14	〔奉行所達〕(日光御社参に付江戸町方より雇人賃銀等の儀)	富長兵七・吉川甚兵衛→→	309・310・312~314と関連
312	114上	安永5. 2. 19	〔奉行所達〕(日光御社参に付定町番ヶ所、補理ヶ所の儀)	富長兵七・吉川甚兵衛→→	309~311・313・314と関連
313	114上	安永5. 3. -	〔奉行所達〕(日光御社参に付町方心得)	(吉川甚兵衛→名主・組頭・人別役)	309~312・314と関連
314	115上	安永5. 4. 1	〔奉行所達〕(日光御社参に付、火の用心などの件)	富長兵七・吉川甚兵衛→→	309~313と関連
315	116上	安永5. 4. -	〔奉行所達〕(主税様御卒去に付、鳴物・音曲等御停止の件)	富長兵七・吉川甚兵衛→→	28日卒去。316と関連。
316	116上	安永5. 4. 9	〔奉行所達〕(主税様御卒去に付、日光御社参御延引の件)	富長兵七・吉川甚兵衛→→	309~315と関連
317	116上	安永5. 4. -	〔廻状〕(御町中廻りに付)	→→台町	
318	117上	安永5. 4. 11	〔奉行所達〕(御祭礼、殿様御忌中に付相止の件)	富長兵七・吉川甚兵衛→→	16・17両日の祭礼、相止
319	117下	安永5. -。 -※	〔留書〕(日光御社参より瑞龍江御拝御廻りの節、播磨守様御家中御宿割付)		320~326と関連
320	118下	安永5. 9. 21	覚(播磨守様御会所へ御着の儀に付、御給仕子共心得)	江幡治郎衛門・上田作重郎→→	319・321~326と関連
321	119上	安永5. 9. 晦	〔奉行所達〕(松平播磨守様御下着に付、町方心得)	川瀬二郎衛門・宇野文衛門→→	昼夜立番・火之元大切。 319・320・322~326と関連。
322	119下	安永5. 10. 1	〔町年寄達〕(播州様御滞留中出火の節、御会所へ欠付の件)	江幡治郎衛門→→	319~321・323~326と関連



番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
323	119下	安永5.10.1	覚(御会所へ可罷出に付)	江幡治郎衛門→-	3日4ツ時御会所へ。 319~322・324~326と関連
324	120上	安永5.10.3	覚(播磨守様御宿御賄の義に付)	問屋兩人→-	319~323・325・326と関連
325	120上	安永5.10.-	覚(給仕子、御会所へ可罷出に付)	上田作重郎→-	319~324・326と関連
326	120下	安永5.10.9	〔町年寄達〕(播州様御着に付、伝馬・歩行夫指出の件)	林平八郎・加藤三郎兵衛→-	319~325と関連
327	120下	安永5.10.22	〔奉行所達〕(御家中にて雇分人別に付)	(御若老衆→)宇野文衛門・川瀬七郎衛門→-	
328	121上	安永5.11.9	〔廻状〕(此度吉田明神太々神楽に付、諸心得)	川瀬七郎衛門・宇野文衛門→-	
329	121下	安永5.11.29	〔公儀触〕(盲人渡世に付)	松平右近将監殿→良阿弥/御目付→川瀬七郎衛門・宇野文衛門→-	332と関連
330	122上	安永5.11.29	〔奉行所達〕(人参売買の義に付)	(若老衆→)川瀬七郎衛門・宇野文衛門→-	
331	122上	安永5.11.9	〔御用状〕(富長太七、小普請組へ御入被遊に付)	川瀬七郎衛門・宇野文衛門→-	富長跡役、阿久津左市へ
332	122下	安永6.5.9	〔公儀触〕(盲人にて檢校支配可請者に付)	松平周防守殿→順阿弥/御目附方→吉川甚兵衛・阿久津左市→-	329と関連
333	122下	安永6.7.28	〔願書〕(太田鑄銭座休座に付、悪者町内立入の件に付)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
334	123上	安永6.9.5	〔公儀触〕(神善四郎秤相用候国々、秤改に付)	松平右京太夫殿→順阿弥/御若老衆→吉川甚兵衛・阿久津左市→-	安永6年10月~ 安永7年10月御用留なし
335	123下	安永8.2.26	〔奉行所達〕(大納言様薨去に付、鳴物・音曲など停止の件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	去24日巳中刻没。 昼夜立番・火之元大切。 337~340と関連。
336	123下	安永8.3.1	〔公儀触〕(式朱判の義、世上通用相増に付)	松平右近将監殿→御城付共/御目付方→阿久津左市・吉川甚兵衛→-	
337	124上	安永8.3.8	〔奉行所達〕(大納言様薨御に付、御停止触)	→→-	335・338~340と関連
338	124上	安永8.3.18	〔奉行所達〕(大納言様御尊骸御葬送に付、普請相止の件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→下新町より台町迄	335・337・339・340と関連
339	124下	安永8.3.19	〔奉行所達〕(大納言様薨御に付、鳴物・音曲御出棺迄御停止の件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	335・337・338・340と関連
340	124下	安永8.3.22	〔奉行所達〕(大納言様御法事に付)	阿久津左市・吉川甚兵衛→-	335・337~339と関連
341	124下	安永8.3.24	〔奉行所達〕(源威公様五拾回御忌に付、鳴物・音曲など停止の件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	来月7日法事執行
342	125上	安永8.5.6	〔奉行所達〕(厳有院様百回御忌に付、昼夜立番などの件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	明後8日法事執行

番 号	頁 段	年 代	件 名	発 給 関 係	備 考
343	125上	安永 8. 5. 24	〔奉行所達〕(孝恭院様百ヶ日御法事に付、鳴物・音曲など停止の件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
344	125上	安永 8. 6. 6	〔奉行所達〕(松平相模守殿御内室仲姫様御卒去に付、鳴物・音曲など停止の件)	吉川甚兵衛・坏左市→-	去 2 日卒去
345	125下	安永 8. 8. -	〔奉行所達〕(御国造酒屋共役金に付)		
346	125下	安永 8. 10. 29	〔奉行所達〕(孝恭院様御停忌月に付、御国殺生除日)	(御城家老衆→) 吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
347	126上	安永 8. 11. 14	〔奉行所達〕(禁裏御不豫の所崩御に付、鳴物・音曲など停止の件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	去 9 日崩御
348	126上	安永 8. 12. 4	〔奉行所達〕(大学頭様御出生様、敏丸様と改名に付)	(御目附方→) 吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
349	126下	安永 9. 3. 15	〔公儀触〕(香取神宮本社諸末社大破に付、修覆助成の件)	松平右京太夫殿→順阿弥→御城付共/御城御目付部屋→吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
350	126下	安永 9. 5. 25	太田市ニ而売出シ申候荷物馬之次第	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	宝永 5 年 6 月達書写有
351	127上	安永 9. 7. 1	運上場ニ而不取鳥	(御目付部屋→) 吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
352	127下	安永 9. 8. 4	〔奉行所達〕(峯姫様、岩舟端華院殿へ御縁組に付)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
353	128上	安永 9. 8. 24※	〔町年寄達〕(御城代鈴木相模守殿御宅において御用の族に付)	(加藤又衛門→-)	
354	128上	安永 9. 8. 26	〔奉行所達〕(豊姫様、讃岐守様へ御縁組に付)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
355	128下	安永 9. 9. 7	〔公儀触〕(銀座加役として鉄座真鍮座被仰付に付)	松平右京太夫殿→尊阿弥→御城共/→吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
356	129上	安永 9. 11. 10	〔奉行所達〕(太田村問屋中具相止に付)		
357	130下	安永10. 1. -	御達シ書(出火の儀は早く消留べき儀)		
358	131下	安永10. 1. 19	〔奉行所達〕(台徳院様百拾五回御忌に付、昼夜立番・火の元大切の件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	来24日法事執行
359	131下	安永10. 2. 19	〔奉行所達〕(孝恭院様三回御忌に付、昼夜立番・火の元大切の件)	阿久津左市・吉川甚兵衛→-	来24日法事執行
360	131下	安永10. 3	二月晦日御達し書(御城内外御廓土手等雑木、為御伐取に付)	-	
361	133上	安永10. 3. 17	〔奉行所達〕(本清院様五十回御忌に付、鳴物・音曲など停止の件)		来22日法事執行
362	133下	安永10. 4. 15	〔奉行所達〕(国姫様、君号被為進に付)	(両若老衆→) 吉川甚兵衛・阿久津左市→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
363	133下	安永10. 4. 16	〔公儀触〕(年号、天明と改元に付)		
364	133下	天明1. 4. -	〔奉行所達〕(御祥忌月計、殺生御停止の件御免に付)	(若老衆→) -	源貞(7月6日)・性善院(6月21日)・禅立院(4月8日)・本聖院(8月6日)
365	133下	天明1. 5. 15	〔奉行所達〕(讃岐守様御実弟久米治郎様、大蔵様と改名に付)	(御城御目付部屋→) 吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
366	134上	天明1. 閏5. 22	〔公儀触〕(豊千代様、公方様御養君被仰出候旨)	松平右京太夫殿→-/-→吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
367	134上	天明1. 閏5. 22	〔奉行所達〕(豊姫様、迎姫様と改名に付)	(御目付部屋→) 吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
368	134上	天明1. 6. 9	〔奉行所達〕(御町の者共不礼不仕、御町店へ高腰禁止に付)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
369	134下	天明1. 6. -※	酒運上仕方書	裏四町目 願人 八郎衛門・紺屋町 願人 伊助→-	
370	135下	天明1. 6. -※	問屋酒拾駄相払候懸り	裏四町目 願人 八郎衛門・紺屋町 願人 伊助→-	
371	135下	天明1. 9. 6	〔公儀触〕(上州辺百姓共大勢申合、百姓家等打潰に付)	松平周防守殿→専阿弥→御城付共/若老衆→吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
372	136下	天明1. 10. 15	〔奉行所達〕(尾州撰津守様御舎弟茂三郎様、冨の丞様と改名に付)	(御目附方→) 吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
373	136下	天明1. 10. 29	〔奉行所達〕(尾張中將様御嫡子、五郎太様と奉唱候に付)	(御目附方→) 吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
374	136下	天明1. 11. 22	〔奉行所達〕(御簾中様御逝去に付町方心得)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	20日逝去。375~377・379~383と関連。
375	137上	天明1. 11. 22	〔奉行所達〕(御簾中様御尊骸御通に付、御町見分の件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	374・376・377・379~383と関連
376	137下	天明1. 11. 24	〔奉行所達〕(御簾中様御尊骸御通筋の儀に付、見分の件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	374・375・377・379~383と関連
377	137下	天明1. 11. 24	〔達〕(御簾中様御通棺に付、枝川村泉蔵院御休棺の件)	岡本源内代 清水兵助・同人代 内藤善蔵→台町より下新町迄銘々有 右御町中 名主	374~376・379~383と関連
378	138上	天明1. 11. -	覚(穀物落札に付雛形)	何町誰→松岡代官方 役所衆	

水戸下市御用留(一)(延宝5年~天明3年)

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
379	138下	天明1. 11. 24	〔奉行所達〕(御簾中様の儀に付、鳴物・音曲など停止の件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	374~377・380~383と関連
380	139上	天明1. 11. 28	〔奉行所達〕(御尊骸下御町御通に付、町方心得)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	来月3日通棺。374~377・379・381~383と関連。
381	139上	天明1. 12. 1	〔奉行所達〕(御簾中様御法名、修城院様に付)	(御目附方→) 吉川甚兵衛・阿久津左市→-	374~377・379・380・382・383と関連
382	139下	天明1. 12. 10	〔奉行所達〕(修城院様御法事に付、昼夜立番・火の元太切の件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	14~20日法事修行。 374~377・379~381と関連
383	139下	天明1. 12. 14	〔奉行所達〕(修城院様御新葬御法事に付、普請停止の件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	374~377・379~382と関連
384	139下	天明1. 12. 20	十二月十九日御達書(殿様御忌被為明候に付、歳暮年頭祝儀の件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
385	140上	天明1. 12. 21	〔奉行所達〕(節分豆蒔の儀并若菜七種はやしの儀に付)	(御目付方→) 吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
386	140上	天明1. 12. 29※	諸鳥商売会所定法		
387	140下	天明1. 12. 29※	玉子商売会所定法		
388	141上	天明2. 2. 14	〔奉行所達〕(良公様十七回御忌に付、鳴物・音曲など停止の件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	向山常福寺にて法事執行
389	141上	天明2. 2. 14	〔奉行所達〕(修城院様御忌日に付、殺生停止の件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
390	141上	天明2. 7. 27	〔公儀触〕(於長崎龍脳和製被仰付に付)	田沼主殿頭殿→貞阿弥→御城付共/-→吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
391	141下	天明2. 9. 9	〔公儀触〕(唐和明饗、会所売買に付)	久世大和守殿→貞阿弥→御城付共/-→吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
392	142上	天明2. 9. 12	〔公儀触〕(道中宿の者、不埒の義に付)	田沼主殿頭殿→御城付共/御目附部屋堀和角之丞→吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
393	142下	天明2. 11. 29	〔奉行所達〕(修城院様御忌日の件に付)	(御目附方→) 吉川甚兵衛・阿久津左市→-	394と関連
394	142下	天明2. 11. 8	〔奉行所達〕(修城院様御一周忌に付、鳴物・音曲など停止の件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
395	142下	天明2. 11. 9	〔奉行所達〕(上下肴町の外鮮魚商売停止に付)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
396	143上	天明3. 2. 26	〔公儀触〕(六孫王社諸堂并神宝等大破に付、巡行勸化の件)	久世大和守殿→御城付共/御目付方→吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
397	143下	天明3. 4. 3	〔留書〕(申太夫方より御町御役所様書上)(新蔵御普請川除人足差出に付)	(申太夫→御町御役所様)	

番 号	頁 段	年 代	件 名	発 給 関 係	備 考
398	143下	天明3. 6. 1	〔公儀触〕(六所宮其外大破に付修覆助成勸化の件)	久世大和守殿→順阿弥→御城付共／御目付衆→吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
399	144上	天明3. 6. 7	〔町奉行達〕(出火の節火防消留の義上下御町心得)	(御役所様→上田作重郎・名主一同)	火事の節、分担書上共
400	145下	天明3. 6. 9	〔奉行所達〕(惇信院様二十三回御忌に付、立番・火の元大切の件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	23日法事執行
401	145下	天明3. 6. 14	〔奉行所達〕(有徳院様三十三回御忌に付、立番・火の元大切の件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	20日法事執行
402	145下	天明3. 9. 12夜※	〔奉行所達〕(穀物直段高直に付、穀物通用の件)	→御町奉行中・御郡奉行中／阿久津左市→-	
403	146上	宝永4. 9. -	覚(寒造酒分量の義に付)	(公儀→-/-→) 御町与力 坂田九衛門・入谷与五右衛門→-	
404	146下	天明3. 9. 27夜※	〔町役人共へ達〕(諸穀高直に付、他所出指留の件)		
405	147上	天明3. 9. 27夜※	〔奉行所達〕(寄々集り相談の件に付)		
406	147上	天明3. 9. 27	〔奉行所達〕(河岸通り蔵入帳面相改に付)	高橋与次衛門・板橋茂十→-	
407	147下	天明3. 11. 1	〔奉行所達〕(関東筋凶作に付、諸穀物相場高直の件)	(御町奉行中・御郡奉行中→) 吉川甚兵衛・阿久津左市→-	
408	148上	天明3. 11. 4	〔奉行所達〕(修成院様三回御忌に付、鳴物・音曲など停止の件)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	14~16日法事執行
409	148上	天明3. 11. 5	〔奉行所達〕(穀物払底に付、酒造方見合の件)		
410	148下	天明3. 11. 11夜※	〔公儀触〕(上州信濃辺村々百姓共騒立に付)	大目付久松筑前守殿・江田沼主殿守殿→御城付共／→加藤又衛門→	
411	148下	天明3. 12. 10	〔奉行所達〕(加役方にて召捕者致候節に付)		
412	149上	天明3. 12. 15	〔公儀触〕(浅間山焼候に付、人馬駄賃銭二割増の件)	久世大和守殿→専阿弥→御城付共／御目付方→-	